

**臨時議会で
一般会計補正予算案などが可決**

11月20日、令和2年第4回町議会臨時会が開催され、以下の3議案が可決されました。

■可決された議案

▶令和2年度WEB会議等対応機器整備事業に関する物品売買契約の締結

町内の各地区公民館等に整備するパソコン、大型ディスプレイ等のWEB会議用機器と、職員用のタブレット端末の購入に関し、11月5日に行った指名競争入札での落札業者の㈱日立システムズ北東北支店（秋田市）と11月24日付けで契約を締結しました。契約金額は700万円です。

▶一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

令和2年度の人事院勧告を受け、民間の支給割合と均衡を図るため、町職員の期末手当の額を本年12月支給分は0.05月の引き下げ、令和3年以降の6月・12月支給分はそれぞれ0.025月引き下げます。

▶令和2年度一般会計補正予算

新型コロナウイルス感染症対策として実施する、「あったか生活応援事業」へ4,124万円の増額補正。補正後の累計額は82億1,762万円。

町議会12月定例会の日程(予定)

- ◆12月7日(月) 午前10時～
本会議 町長行政報告
- ◆12月8日(火) 午前10時～
本会議 一般質問
- ◆12月9日(水) 午前10時～
本会議 一般質問、議案上程
各常任委員会
- ◆12月10日(木) 午前10時～
各常任委員会
- ◆12月11日(金) 午前10時～
本会議 各常任委員長報告、質疑、
討論、議決

※傍聴席は、席数を制限させていただく場合があります。

お問い合わせ
町議会事務局(☎852・5411)

**新型コロナウイルス感染症が心配なとき
発熱等の症状がある場合の相談・受診方法が変更になりました**

県では、11月16日から、「あきた新型コロナ受診相談センター」を紹介することなく、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関に相談する体制に変更しています。

発熱等の症状が生じた場合は、以下のとおり受診・相談してください。

●**発熱等の症状が生じた場合**

かかりつけ医に電話で相談してください。

●**以下の①～⑥に当てはまる場合**

あきた新型コロナ受診相談センター（コールセンター）に相談してください。

- ①発熱等の症状が生じ、かかりつけ医がない場合
 - ②相談する医療機関に迷う場合
 - ③かかりつけ医が休診の場合
 - ④新型コロナウイルス感染症に関して不安を感じている場合
 - ⑤厚生労働省の接触確認アプリ（略称：COCOA）から通知があった場合
 - ⑥秋田県版新型コロナ安心システム（新型コロナ対策パーソナルサポート）〔LINE〕から通知があった場合
- ▶あきた新型コロナ受診相談センター（コールセンター）の電話番号
- ☎018・866・7050（24時間受付）
 - ☎018・895・9176（8：00～17：00受付）
 - ☎0570・011・567（8：00～17：00受付）

●**新型コロナウイルス感染症以外の受診**

- コロナ禍でも、医療機関で必要な受診をしましょう。
- 過度な受診控えは、健康上のリスクを高めてしまう可能性があります。
- 持病の治療や予防接種・健診等の健康管理は重要です。
- 医療機関では、感染防止対策が行われています。
- 具合が悪いなど健康に不安があるときは、まずは、かかりつけ医に電話で相談しましょう。

新型コロナウイルス
感染拡大防止のため
ご利用・ご活用ください

◆秋田県版
新型コロナ
安心システム



◆接触確認アプリ
COCOA



新型コロナウイルス
感染症に関する
不当な差別や偏見を
なくしましょう

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者やその他関係者などに対し、誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。公的機関の提供する正確な情報入手し、冷静な行動に努めましょう。

あったか生活応援事業
**町内の世帯へ
灯油引換券1万円分を支給**



町では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、町民の健康を守りつつ経済的な負担軽減を図るため、室内換気を促し冬期間の採暖に必要な灯油等購入費の一部を助成します。

▼対象者

令和2年12月1日に本町の住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主

※社会福祉施設等（広青苑、森山荘、グループホーム等）に入所している世帯は除きます。

▼利用方法

10,000円分の灯油引換券を対象世帯に支給します。その引換券を、灯油取扱業者で使用し、灯油をご購入いただけます。

▼引換券金額

10,000円（1,000円券×10枚）

▼取扱業者

次の12事業所でご利用いただけます。

あきた湖東農業協同組合、荒要商店、池田哲商店、石井商事㈱、湖東商事㈱、猿田商店、島崎石油㈱、㈱島山、㈱丸六物産、㈱ワタナベ燃料、ペトラス五城目店、㈱佐々木商事

▼利用期間

灯油引換券が届いた日から令和3年2月28日(日)まで。

※灯油引換券は、12月中旬以降、各世帯へ簡易書留で郵送されます。12月24日(日)以降の不在配達については、**五城目郵便局(☎852・2220)**へお問い合わせください。

▼特例措置

採暖に灯油を必要としない場合は、申請書の提出により、電気、ガス等の光熱費に替えることができます。

申請書は、町健康福祉課か町ホームページから入手し、次の書類を添えて町健康福祉課へ提出してください。

- 添付書類
- 申請者本人確認書類（マイナンバーカード、免許証、健康保険証等）
- 灯油引換券
- 振込先となる口座情報が確認できる通帳の写し

お問い合わせ 町健康福祉課 (☎852・5128)

**オール五城目応援商品券
有効期限が近付いています!**

お食事やお買い物に町の商品券をご利用ください。
未使用の商品券をお持ちの方は
使い忘れないよう、ご注意ください。

- 有効期限は令和3年1月31日(日)まで
- ※有効期限を過ぎると商品券は使用できません。
- ※本広報とともに飲食券の取扱店一覧を配布しています。商品券取扱店一覧は右記のQRコードからもご覧いただけます。



お問い合わせ 町商工振興課 (☎852・5222)